

メンタルヘルス

動 向

1980年代後半頃より、労働者の健康保持増進に関する国の施策の具体的措置の一環として、心の健康問題が取り上げられるようになってきた。'88年施行の〈精神保健法〉に精神的健康の保持増進が唱えられ、「メンタルヘルス」というものの定義が公式に法律で示されたと考えられる。同年の〈労働安全衛生法〉改正の際、心身両面にわたる健康保持増進のためT H Pが提唱された。

'90年代バブル経済が崩壊した。企業倒産・企業合併・人員削減、成果主義等々に、産業構造の大きな変化のうねりの中で、労働者はその影響をまともに受けることになった。厚生労働省（当時労働省）が5年毎に実施している労働者の疲労調査をみても、働くことによるストレスを感じる割合が激増している。

「過労死」という言葉がそのまま英語圏で通じるようになって久しい。メンタル不全、心の病発症は長時間労働などの過酷な条件下で多く認められる。労働者の自殺という最悪の事態を招くと、企業は安全配慮義務の欠如を指摘されることもあり、高額な賠償金を求められる訴訟が提起される。'00年3月象徴的とも言える、うつ病発症から自殺するに至った事例について、最高裁判所和解勧告が成立した。社会的にも大きな関心が喚起されることになった。

この年の8月、厚生労働省は「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を示した。21世紀に向けての、メンタルヘルスに関する嚆矢とも言えるべき重要な指針であり、産業保健に携わる多くの人たちに多大な意義と影響を及ぼすに至った。マスコミにおいても、専門的見地からの解説を加えた報道が相次ぎ、一般社会への周知も図られるようになった。

心の健康が障害されると、寛解・治癒への道のりは長く、また再発も多いと言われる。ある試算によると、我国の心の病により休職している労働者は、事業場の規模による割合は別として、推定月間50万人弱にのぼり、年間にすると1兆円の損失を生じているとされる。

現 状

当協会は健康診断を通して事業場との関わりが深く、産業医・保健師等の専門的活動も活発で、健康

教育等にも長く携わっている。上述の社会的背景を視野に入れて、'02年メンタルヘルスの事業化を開始した。協会の特性上「健康管理型メンタルヘルス」と位置づけ、メンタルヘルスクア・支援を主体に、ライフサポートクリニック（メンタルヘルス外来）・ストレスチェック等を使用した健診時面接・教育講演・事例検討会などの事業を継続している。

本年度、ライフサポートクリニックは、事業場における体制が次第に整備されるに伴い、平成15年の開設当初より相談数は減少する結果となった。

健診時面接・ストレスチェックに関しては、職業性ストレス簡易調査票を使用しての面接実施団体数が増加した。調査分析のみの受託も団体数実施数ともに増加している。健診時以外のストレス簡易調査票使用保健相談、健診時実施うつ病早期発見のための構造化面接M I N Iは、事業場の事情などにより減少した。

メンタルヘルス教育については、講演会だけでなく受講者参加型の形式も加え実施したが、特に管理監督者対象の受託数が急増することになった。

メンタルヘルス事例検討会は、発足当初は隔月に開催していたが、方向性が定まるに従い年3回とした。相互認識を深めることを目的に、具体的事例を検討する趣旨からも参加人員を限定して実施している。

今後の展望

'04年10月厚生労働省から「心の健康問題で休養した労働者の職場復帰支援の手引き」が示され、復職支援体制のあり方が求められた。次いで、'05年9月「改正労働安全衛生法」が成立、過重労働対策・長時間残業に係る産業医の関与が法制化された。ITの進歩、情報伝達手段の多様化の一方、個人の意志疎通の欠如など、労働者の働く環境は一層ストレスの多い方向に向かっている。

'06年3月厚生労働省は「労働者の心の健康保持増進のための指針」を新たに示し、官民あげてメンタルヘルス対策に一段の向上が望まれている。当協会も事業内容の一層の充実を図り、時代に合わせた事業場の要望を受け、事業場外機関だからこそ可能となる、情報提供、技術提供を即応態勢の構築を基に展開していきたい。

関係の集計表は154頁に掲載